

市条例等や慣行により押印を求めているものの押印・署名見直しの判断基準

地方公共団体における押印見直しマニュアル		市の対応方針	備考
見直し項目	見直し内容		
認印の取り扱い	<p>登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段として効果は大きくないため、認印については、行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられ、基本的に押印を廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段として効果は大きくないため、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられ、押印が行われている行政手続で本人確認が必要でないと思われるものについて、押印を原則廃止する。 	<p>内部事務については、今回の検討の対象外とします。</p>
本人確認の方法	<p>押印を求める趣旨を代替する手段を検討することで、押印見直しを行います。主な代替手段として、既存システムの利用等によるID・パスワードによる認証や利用アドレス登録を行ったeメールからの受信、本人確認書類の写しの受領等が想定されますので、各団体の実情に合わせて、代替手段を設定する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認の方法は、本人確認書類の提示・写しの受領を原則とする。ただし、複数回の面談等継続的な関係により文書の真正性の担保ができる場合は例外的に上記に依らないものとする。 ● 押印の廃止を行う行政手続で、本人確認が必要となるものについては、上記本人確認の方法により、押印を求める趣旨の代替が可能な場合は押印を廃止する。 	

地方公共団体における押印見直しマニュアル		市の対応方針	備考
見直し項目	見直し内容		
契約・補助金	<p>国においては、今般の見直しで、法的安定性を図る観点から、直接収入又は支出の原因となる契約の最終的な意思確認文書である「契約書」への記名押印は廃止しないこととする一方、「契約書」以外の「見積書」、「請求書」、「領収書」等については押印を不要としました。</p> <p>先行して押印見直しに取り組んだ地方公共団体の中には、契約書には「契約書に基づく委任状、請求書、領収書等を含む」との考えの下、契約書に関連した書類を押印見直しの対象としなかった団体もありました。債務を履行する担保として、厳格に解されてきたためと思われます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約（契約書、委任状）及び商取引に関する「見積書」、「請求書」、「領収書」については、<u>押印を廃止しないこととする。</u> 	<p>代理人関係等を示す「委任状」などにおいても契約関係を担保するものとして、押印の廃止はしないこととする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金及び給付金の申請について <p>国や府による補助金に係るものについては、当該機関の規定に従うこととし、市単体で行う補助金に係るものであって、個人を対象とするものについては廃止し、法人等団体を対象とするものについては、<u>廃止しないこととする。</u></p>		
公印の取り扱い	<p>公印については、今回の国の押印見直しにおいて、明示的に見直すこととはされていませんが、公印省略等と記載されている事例も多いところです。内部手続については、今回、公印が見直しされたものも存在しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公印については、すべての手続において原則廃止しないこととする。 	

地方公共団体における押印見直しマニュアル		市の対応方針	備考
見直し項目	見直し内容		
署名・押印	<p>署名については、一連の行政手続の中で押印と同時に、又は押印の代替として求められることが多いため、押印見直しに併せて署名も見直すことが課題になります。</p> <p>署名及び押印の両方を求めている手続について、押印を求めず署名のみを残すことは手続の簡素化であり、署名に実質的な意味があると考えられる場合には、引き続き、署名を求めることは認められるものと考えられます。</p> <p>署名、記名押印のうち、いずれか一方のみを求めている手続について、記名押印のみを廃止し、全ての申請者に署名を求めることは、申請者の選択肢を狭め、実質的に規制強化となりますので厳しく検証することが求められます。記名押印（認印可）により代替可能とされてきた署名についても、原則として不要と考えられます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 署名及び押印の両方を求めている手続 本人確認することを前提とし、押印を廃止し、署名のみとする。 ● 署名又は記名押印のいずれか一方を求めている手続 本人確認することを前提とし、押印を廃止し、署名または記名のみとする。 	